

# 全 員 協 議 会

日 時 令和8年3月10日(火)  
午前9時30分から  
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

# 第15回議運決定事項

令和8年3月5日（木）

## 決定事項

### 1 議運決定事項について

2月20日、3月3日及び3月4日の本会議において、中島好人議員及び山田伸幸議員が議運決定事項に背く行いをしたため、委員長において当該議員に対して資料のとおり勧告を行うこととした。

### 2 本会議、委員会等における欠席者の報告について

議員が本会議を欠席し、遅参し又は早退する（以下「欠席等する」という）ときには、議長が当該議員の氏名、理由及び届出の有無を報告している。しかし、このうち欠席等する理由については本会議中に報告すべき合理的理由がないため、今後はこれを報告しないこととし、欠席等する議員の氏名及び届出の有無のみを報告することとした。

また、委員会等においても同様に報告を行うこととした。

令和8年(2026年)3月10日

山陽小野田市議会議員 中島 好人 様

山陽小野田市議会議会運営委員長 伊 場



議運決定事項の遵守を求める勧告書

貴殿が令和8年2月20日、3月3日及び3月4日、開議時において起立及び議長への返礼を行わなかったことは、令和8年1月30日の議会運営委員会において決定し、同年2月20日の全員協議会において報告した議運決定事項「本会議における作法について」に背く行為である。

議運決定事項は、山陽小野田市議会議会運営委員会の運営に関する規程第5条において「委員会の決定事項については、議員はこれを尊重するものとする。」と規定されている本市議会のルールであり、本市議会を構成する者として当然に遵守すべき基本原則である。

ついでには、議運決定事項の意義及びその重要性を十分に認識され、今後、議運決定事項を遵守することをここに強く求める。

令和8年(2026年)3月10日

山陽小野田市議会議員 山田伸幸様

山陽小野田市議会議会運営委員長 伊場



議運決定事項の遵守を求める勧告書

貴殿が令和8年2月20日、3月3日及び3月4日、開議時において起立及び議長への返礼を行わなかったことは、令和8年1月30日の議会運営委員会において決定し、同年2月20日の全員協議会において報告した議運決定事項「本会議における作法について」に背く行為である。

議運決定事項は、山陽小野田市議会議会運営委員会の運営に関する規程第5条において「委員会の決定事項については、議員はこれを尊重するものとする。」と規定されている本市議会のルールであり、本市議会を構成する者として当然に遵守すべき基本原則である。

については、議運決定事項の意義及びその重要性を十分に認識され、今後、議運決定事項を遵守することをここに強く求める。